

認知症の方との接し方

認知症とは、いろいろな原因で脳が萎縮したり、働きが低下したために、日常生活に支障をきたす状態を指します。主な症状としては、もの忘れ、理解力・判断力の低下、家事や仕事が出来ないなどがありますが、このような認知症の方と接する時には、どのように対応すればよいのでしょうか。

基本的な姿勢

認知症について正しく理解しましょう。

「認知症の本人には自覚がない」は間違いです。症状に最初に気付くのは本人で、今までできていたことができなくなり、何となくおかしいと感じ始めます。症状が進行すると、認知症を心配するあまり気持ちが沈んだり、自分が忘れていたのではなく周囲の人が自分を陥れようとしているのだと、妄想的になることもあります。認知症の人は何も分からないのではなく、誰よりも一番心配し、苦しみ、悲しんでいるのです。

認知症の人やその家族が、安心して生活ができるように支援しましょう。

認知症という困難を抱え困っている人に対し、偏見をもたずに接します。認知症の方は感受性がより豊かになっているとも言われます。子どものように叱りつけたり、誤った発言を頭ごなしに否定すると、自尊心が傷つきます。本人は不安な気持ちであり、また家族も、近所の人に迷惑をかけているのではないかと肩身の狭い思いをしていることもあります。普段から挨拶や声かけにつとめることも、安心感を与えるうえで大切です。

具体的な対応方法 【物忘れ】(×…好ましくない対応 ○…好ましい対応)

例 食事を食べたのに「まだご飯を食べていない」と話す。

- × 「さっき食べたでしょう！忘れたの？」
「今日は〇〇を食べたでしょ」
- 「お腹が空いた？」
「これから準備するから、お茶でも飲んで少し待っててね」



本人は食べていないと思い込んでいるので、否定せず気を紛らわせたり、間食を出すなど、本人の気持ちに寄り添った対応をします。

例 「今日は何日だっけ？」と何度も聞く。

- × 「〇日だって、さっき言ったでしょう！」
「日付も分からなくなったの？」
- 「今日は〇日ですよ」
「カレンダーと一緒に印をつけましょうか？」



本人は日付がわからず不安です。安心できるよう何度も答えてあげたり、新聞の日付が見えやすいように、本人の近くに置いておくなどの気配りが必要です。

被害妄想や、徘徊、失禁などの症状への対応についても今後掲載予定です。

認知症の症状や介護について、ご心配なことがありましたら地域包括支援センターまでご相談ください。

また、県では認知症コールセンターを設置し、介護の経験者が様々な相談に応じていますので、ご利用ください。

認知症コールセンター 専用相談電話 ☎024-522-1122

開設日時：月～金曜日の10時～16時 通話料：利用者負担

高齢者虐待をなくそう

高齢化が進む中、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行なうことができるよう高齢者虐待を防止し支援をしていきます。

高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待を大きく5つに区分しています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。(たたく・つねる・殴る・蹴る・火傷を負わせる・ベッドに縛りつけたりして身体を拘束するなど)

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など、高齢者の養護を著しく怠ること。(髪が伸び放題、皮膚が汚れている。空腹状態が続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にあるなど)

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。(排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、子ども扱いをするなど)

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。(懲罰的に下半身を裸にして放置するなど)

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分するなど、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(具体的な例：必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の年金・預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど)

高齢者虐待対応窓口は、地域包括支援センターとなりますのでご相談ください。

◆問い合わせ先 本宮市地域包括支援センター ☎33-1111 (内線116)

年金 だより

NENKINDAYORI

20歳になったら

国民年金に加入します。

国民年金は国が保障する公的年金制度です。20歳になったときには、日本国内に住所を有するすべての方が加入します。保険料を納付して、年金を受けとめることは、義務であり権利となっています。

国民年金は終身年金なので、受給開始から生涯にわたり老齢基礎年金を受け取ることができます。現在20歳の方も、平均的に長生きすれば、納付した保険料額以上の年金を受け取ることができるお得な仕組みとなっています。

将来給付される基礎年金は、皆さんが納める保険料と国庫負担（税金）が財源となります。

もし、保険料の未納期間が多い場合、たとえ年金に充てられる税金を負担していても、年金は受け取れません。

つまり、20歳から60歳になるまで保険料を納付して、満額の基礎年金を受け取ることが一番お得なのです。

※老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の

納付済期間などが25年以上必要です。また、満額の老齢基礎年金を受け取るためには40年の保険料納付済期間が必要です。

保険料の納付が困難な場合のため、保険料の免除制度があります。

年金の種類は、老齢基礎年金のほか、障害年金、遺族年金がありますが、未納期間が多いと年金を受け取ることができない場合があります。納めるのが困難なときは、免除制度のご利用をお勧めします。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除となります。

なお、一部納付額が納められない場合は、未納と同じになります。

※免除の期間について、将来受け取る年金額に計算される部分があります。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

に、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。なお、申請の際には学生証の写し若しくは在学証明書をご持参ください。

※免除、若年者納付猶予、学生納付特例の期間は10年まで遡って納めることができます。

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係
☎33-11111

(内線125~127)



日本赤十字社による

平成24年3月31日までに70歳になる方へ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業が 始まりました。

日本赤十字社の被災地復興支援の一つとして、高齢者の健康を守るために70歳以上の方を対象に肺炎球菌ワクチン接種費用の助成事業が実施されることになりました。肺炎は日本人の死因の第4位です。高齢になると肺炎による死亡率は急激に増加します。肺炎はウイルスなどが原因で引き起こされますが、その中で最も多いのは肺炎球菌です。

肺炎球菌ワクチン接種は予防接種法に基づかない、任意の予防接種です。医師の説明を受け、十分に納得した上で接種を受けてください。

■対象者 福島県内に住所を有する方で、3月31日までに70歳になる方。
(5年以内に接種している人は対象になりません。)

■費用 無料

■期間 平成24年3月31日まで（平成23年度のみ助成です）

■接種実施医療機関

接種できる医療機関は下記にお問い合わせください。

・肺炎球菌感染症コールセンター ☎0120-66-8910

〈月～金（祝祭日除く）午前9時～午後5時〉

・福島県ホームページ

福島県 感染・看護室 肺炎球菌ワクチン で検索

◆問い合わせ先 保健課（えぼか内）健康増進係 ☎63-2780